

■論文

入会地の固定資産税

Property Tax of Common Land

林 幸一
Koichi Hayashi

要 約

平成27年7月最高裁は、ため池として所有者欄に「大字西」として登記されるが、建物敷地として賃貸されている土地（参考・後掲）等について、地方税法343条2項後段の類推適用により、土地の所在する地区の住民により組織されている自治会又は町会（以下「自治会等」という）が固定資産税及び都市計画税（以下「固定資産税等」という）の納税義務者に当たるとした原審の判断に違法があると判示し、原判決のうち当該部分を破棄、高裁に差し戻した。本件については、固定資産税等の賦課徴収を留保し続けることは望ましくないと思うものの、賦課する場合には、立法論として現在の規定の一部変更が必要であると考えられる。

キーワード：固定資産税、入会地、財産区、認可地縁団体

1. はじめに

本稿では、集落が古くから有する入会地についての固定資産税等の賦課の可否を検討する。固定資産税等のうち土地については、登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている者、いわゆる台帳課税主義を原則としている。入会地とは、地域住民が共同で収益を得る山林原野をいう。登記簿等に所有者の登記のない入会地に対する課税について、ため池等に対する固定資産税等の賦課をめぐる争われた事件¹⁾をもとに検討を行うこととする。

2. 関係法令と立法趣旨

(固定資産税の納税義務者等)

(1) 地方税法343条・台帳課税主義

固定資産税は、固定資産の所有者に課する。

2 前項の所有者とは、土地又は家屋については、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている者をいう。この場合において、所有者として登記又は登録されている個人が賦課期日前に死亡しているとき、若しくは所有者として登記又は登録されている法人が同日前に消滅しているとき、又は所有者として登記されている第348条第1項の者が同日前に所有者でなくなっているときは、同日において当該土地又は家屋を現に所有している者をいうものとする。

固定資産税の納税義務者は、原則として固定資産の所有者であり、しかも固定資産課税台帳に所有者として登録されている者とする²⁾。なお、所有者が死亡している等の場合には、この所有者課税の原則を貫くとすれば極めて不合理なこととなるので、固定資産を現に所有する者を納税義務者とすることで、税負担の合理化を図るとしている。

(2) 地方税法343条・みなす所有者

4 市町村は、固定資産の所有者の所在が震災、風水害、火災その他の事由によって不明である場合においては、その使用者を所有者とみなして、これを固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。

所有者の所在が不明である場合には、所有者が誰であるか分からないとき、生死が分からないとき、住所ないしは居所が分からないとき等、様々なときが考えられる。所有者について十分に調査してみても、震災、風水害等、おそらく死亡が推定されるような事由によってその所在が不明であり、しかも現にその固定資産を使用収益している使用者が存在し、これに課税することによって課税の衡平を保つ必要があると認められる場合に限り、課税することができることを示したものと解される³⁾。なお、本規定は、使用者に課することができることを定めているのであって、常に必ず使用者に課さなければならないというものではない。

3. 事案の概要

本事件は、登記簿の表題部の所有者欄に「大字某」・「共有地」などとし、その地目をため池又は堤とうとして登記されているが、現況が宅地・雑種地などと異なっている土地1～37⁴⁾について、当該土地の所在する地区の住民により組織されている自治会等を実質的な所有者と評価することができるなどとして、当該土地の固定資産税等の納税義務者に当たるか否かが争われた事案である。

住民である堺市民は、堺市長を相手取り、平成18年度から平成20年度までの固定資産税等の賦課徴収を怠ったことにより堺市に損害が生じたことを理由として、住民訴訟を提起した。市長側は、所有者特定に至る資料がそろわず、自治会等は戦後に主に小学校区を中心として組織された親睦・連絡・防犯等の任意加入団体との経緯からすれば、旧来の地縁団体とは性格を異にするものであり、自治会等を所有者として固定資産税等を賦課することはできない旨主張した。

第1審では、各土地の個別的事情及び「堺市地区共有財産の管理及び処分に関する要綱」等⁵⁾から、「大字某」等の権利関係は現在の自治会等に承継されているものと認めるのが相当し、第2審では敗戦後の「ポツダム政令」により戦時体制化において町内会・部落会に統合された地縁団体が解散され、現在の自治会等との間には明らかな断絶が存在するとしながらも、地方税法343条2項後段の規定を類推適用すること（後述・4判旨）により現在の自治会等を現に所有している者とするのが相当とした。

4. 判旨

最高裁第二小法廷は、次の理由から原審の判断は是認することができないとした。

(1) 「租税法律主義の原則に照らすと、租税法規はみだりに規定の文言を離れて解釈すべきものではないというべきであり、このことは、地方税法343条の規定の下における固定資産税の納税義務者の確定においても同様であり、一部の土地についてその納税義務者を特定し得ない特殊な事情があるためにその賦課徴収をすることができない場合が生じ得るとしても変わるものではない。」

(2) 「ある土地につき地方税法343条2項後段に

より固定資産税の納税義務者に該当するというためには、少なくとも、固定資産税の賦課期日において当該者が同項後段にいう「当該土地…を現に所有している者」であること、すなわち、上記賦課期日において当該土地の所有権が当該者に現に帰属していたことが必要である。そして、上記(1)において説示したところに照らせば、ある土地につき、固定資産税の賦課期日においてその所有権が当該者に現に帰属していたことを確定することなく、同項後段に基づいて当該者を固定資産税の納税義務者とすることはできないものというべきである。」

(3) 「しかるに、原審は、本件各土地につき、本件固定資産税等の賦課期日におけるその所有権の帰属を確定することなく、要綱等における取扱い等に照らして自治会等をその実質的な所有者と評価することができるなどとして、地方税法343条2項後段の規定を類推適用することにより、自治会等が本件固定資産税等の納税義務者に該当する旨の判断をしたものであり、このような原審の判断には、同項後段の解釈適用を誤った違法があるというべきである。」

5. 検討

筆者は、「一部の土地について固定資産税の納税義務者を特定することができないとしてその賦課徴収を留保し続けること⁶⁾は課税上の衡平を著しく害する結果を招来する」⁷⁾とした原審の考えは理解できるものの、条文解釈としては最高裁判決に賛成するものである。以下、いくつかの項目に分けて検討を行う。

(1) 入会地と財産区

ア 入会地とは、入会権の目的となっている土地をいう⁸⁾。一般に入会権は「一定の地域住民が、一定の山林原野などにおいて、共同して収益—主として雑草、まぐさ 薪炭用雑木等しんたんの採取—をする慣習上の権利」とされる⁹⁾。民法は共有入会権（総有¹⁰⁾としての物権・後述）と地役入会権とに区分し¹¹⁾、水利権など慣習法上の権利とは異なり法定権利としている。本件のため池の場合、たんに地役権としての入会地ではなく、主に農業用水を確保するための貯水池として、共有の性質を有するものと思われる。

イ 財産区とは、市町村及び特別区の一部で財産を有し若しくは公の施設を設けているものをいう¹²⁾。財産区は明治22年の市町村制施行の際に村落共同体による山林・ため池・墓地などの管理支配権を新市町村に引き継がずに村落共同体で管理・処分するために設置されたものと、昭和28年の町村合併促進法施行以降に行われた町村若しくは特別区の廃置分合又は境界変更の際に設置されたものとに区分することができる¹³⁾。

明治22年に設置された旧財産区は、①地方自治法の規定にしたがって区総会・区議会・財産区管理会など財産区固有の機関が存在する、又は②地方自治法294条の規定にもとづく協議が存在する必要がある¹⁴⁾。これらどちらかが存在する場合には財産区といえるが、本件については、そのどちらにも該当せず、財産区有地ではなく入会地と判断されるものと思われる。

ウ 固定資産税等の非課税制度

固定資産税等の非課税制度には二つの種類があり、一つは固定資産の所有者として課税することができない人的非課税、もう一つは固定資産の性格又は用途により非課税となる物的非課税とに区分することができる。人的非課税の対象は、「国，都道府県，市町村，特別区，これらの組合，財産区及び合併特別区」とされる¹⁵⁾。また、物的非課税のひとつに、公共の用に供する用悪水路・ため池・堤とう・井溝がある¹⁶⁾。したがって、物的非課税に該当しない場合においても、その所有者が財産区であれば人的非課税の対象になる。なお、人的非課税の対象であっても他に有料で貸付ける場合は課税対象とされる¹⁷⁾。

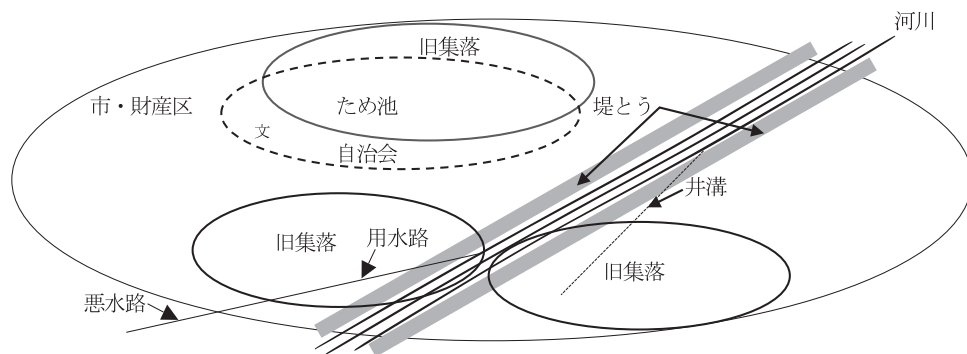
本件の場合、ため池等として登記されているが現況は宅地又は雑種地等、また他に有料で貸付されており、入会地・財産区のいずれであっても課税対象となる。納税義務者は、入会地であれば共有人、財産区であれば社団としての財産区そのものになると思われる。

(2) 総有と共有

共有入会権については、一般に総有とされる。総有とは、数人が1つの物を共同で所有する共同所有の一種で、共同所有者が1つの共有団体を形成し、その団体に処分権を帰属させることを意味する。総有では、各々の共同所有者は、使用収益権を持つが、持分権は有しない。したがって各々の共同所有者が、持分処分であるところの売買はできない。

入会権者から自治会等へと次第にため池の管理が移行し、自治会等がその使用収益を行うに付いて、従前に入会権者からの異議がない状態が、本件の場合と考えることができる。また、ここでいう入会権者とは、明治期以前からの水利団体のことであり、水利団体には社団性を有する水利組合である場合、又は社団性を有しない任意組合である場合がある¹⁸⁾。

なお、本件においては市との間に、自治会等が土地を処分する場合には、市が「大字某」と現在の自治会等とが同一であることを前提として登記手続等に協力する旨の文書が交わされているが¹⁹⁾、その構成員の同一性あるいは譲渡等の事実を確認したのではなく、入会権が現在の自治会等に移転しているかは不明である。



入会地とその権利主体のイメージ図

(3) 認可地縁団体の登記特例²⁰⁾

不動産の登記変動については、その登記を第三者対抗要件とするが、入会地については、入会権者である旧集落自体が法人格を有しない場合が多く、一般にそのままでは登記できない²¹⁾。

登記簿の登記名義人が多数で相続登記がされていないなど登記義務者が判明しない場合、これまでの認可地縁団体制度では、自治会等の地縁団体が法人格を得るための4つの要件²²⁾を満たし地縁団体を設立しても、認可地縁団体が所有する不動産について、所有権の移転の登記を登記権利者と義務者とが共同して行うことができず²³⁾、認可地縁団体への所有権の移転登記に支障を来していた。この問題を解決するため、認可地縁団体が所有する不動産に係る不動産登記の特例規定を地方自治法に設け、一定の要件を満たした認可地縁団体が所有する不動産については、市町村長が証明書を発行することで、認可地縁団体が単独で登記の申請を行うことができるよう改正された²⁴⁾。本特例の趣旨は、認可地縁団体が所有する不動産の所有権の保存又は移転登記について、不動産登記法に則った手続きをとることが困難なものの特例を設け、認可地縁団体が所有する不動産に係る登記申請を可能とすることにある²⁵⁾。

地縁による団体が法人格を取得する目的は不動産等の資産を団体名義で保有することにある。地縁による団体が法人格を得るためには、その団体の区域を包括する市町村長の認可が必要で、地縁による団体は、この市町村長の認可により法人格を得ることとなる。法人格の取得については、法務局への登記は必要とされない。市町村長が認可を行った場合には地縁による団体が法人格を得たことが告示され、第三者に対しても対抗できる²⁶⁾。地縁による団体が法人格を得ることにより、不動産等を団体名義で保有し登記等ができるようになる。

不動産登記について本特例の適用を受けるには、認可地縁団体は当該団体の区域の市町村長に対し、法に規定する公告を求める旨を申請しなければならない²⁷⁾。市町村長は、公告に対し異議がない場合（また異議を申出た者に係る資格要件がない場合）には²⁸⁾、不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて登記関係者の承諾があったとみなし、市町村長が公告を行ったこと及

び登記関係者等が期間内に異議を述べなかったことの証明書を発行する²⁹⁾。証明書を受取った認可地縁団体は、法務局において、認可を行った市町村が発行した当該証明書を登記申請書に添付し、団体名義での不動産登記を行うことができることになる。

本件における所有権の認定には、これら認可地縁団体の登記特例における公告やそれに対する異議の手続を欠くことになる³⁰⁾。

(4) 現に所有している者

台帳課税主義の例外として、地方税法343条2項後段は、所有者として登記されている者が死亡若しくは消滅しているとき又は所有者でなくなっているときは、当該土地又は家屋を現に所有している者が納税義務者であるとする。原審は、自治会等がその所有権を他から引継ぎ取得したか若しくは原始取得したかの事実認定をすることなく、自治会等が土地を処分する場合には、市が売買等の面ではこの土地を自治会等が所有者と認めていること等に照らし、自治会等をその実質的な所有者とした。最高裁は、このような原審の地方税法343条2項後段の規定を類推適用することにより、固定資産税等の納税義務者に該当する旨の判断には、同項後段の「現に所有している者」の解釈適用を誤った違法があるといわざるを得ないとした。

類推適用は、法規に規定されたことがらを、法規にない類似のことがらに拡充する方法である³¹⁾。地方税法343条2項後段は、所有者が死亡している等の場合に、当該土地又は家屋を現に所有している者を所有者とする規定であり、類推することで所有者を特定できない場合にまでその適用を広げることになる³²⁾。法規の拡大適用は、租税法律主義においては謙抑的であることが求められ、それを違法とした最高裁の判断は妥当と考える。

(5) 入会権者と自治会等との同定

本件は、固定資産税等を賦課しなかった市長に対する住民訴訟である。仮に、原審の判断である地方税法343条2項後段の規定を類推適用した場合において、市が当該土地の所在する地区の住民により組織されている自治会等を、当該土地の固定資産税等の納税義務者とするとうなるのか。

自治会等に課税することは、自治会等に社団性が認められれば可能であるかもしれない。また、自治会等が本来の入会権者のみで構成されていれば、所有者に課税することになり、問題はないようにも思える。しかしながら、本件の場合その事実確認がなされておらず、また都市化の進んでいる当該周辺地においては、地域内に入会権者と外来住民とが混在していることが十分に考えられる。その場合、自治会等の中の誰が入会権者であるのか、特定が困難であり、また世帯主の交代³³⁾が発生していたりすると入会権者らが既にその認識を失っていることも考えられる³⁴⁾。

仮に、入会権者と自治会等とを区分できたとしても、入会地を自治会等が管理し収益を享受する場合、まずは自治会等が入会地を単に占有していると考えられ、その場合、そもそも占有者に課税できるかという問題に立ち返ることになる。原審の判断どおり市は固定資産税等を賦課すべきとしても、台帳課税主義では、占有者には原則として納税の義務はなく、所有者に占有者（あるいは使用者）である自治会等が固定資産税等分の金銭を登記上の所有者に渡し、所有者が納付するのが法の予定するところであり、自治会等を入会権者と短絡的に結びつけるのはこれら問題にも関わるものと考えられる。

(6) みなす所有者

地方税法343条4項は、所有者が所在不明である場合、使用者を所有者とみなし、固定資産税を課することができるとする。本件について最高裁は、原審においてみなす所有者としての判断がされていないことから、更に審理を尽くさせる必要があるとして、原審に差し戻している。この「みなす所有者」の規定は、一般には災害等によりおそらく死亡が推定される事情によりその所在が不明の場合に適用されるものと考えられている³⁵⁾。仮に、同項の「その他の事由」に災害等に加え、「時代の変化³⁶⁾」を含め解釈することができるとした場合、入会権者が所在不明とされればみなす所有者として、その使用者に課税することも考えられる³⁷⁾。しかしながら、本件は所有者の所在が不明なのではなく、所有者自体が不明であって同項の適用対象ではない³⁸⁾。また、入会権者（又はその承継者）とそうでない者とが混在する場合に

は、入会権者全員が所在不明とはいえ、反証を認めない「みなす所有者」の条項を適用することはできないと考える。

なお、前述のように本件は市長に固定資産税等賦課徴収の懈怠につき損害賠償を求めた事案であり、仮に差戻し審において使用者をみなす所有者に該当すると判断したとしても、このような解釈は一般的なものではないことから、同項に基づく課税を行わなかったことについて、本件各市長等に故意又は過失³⁹⁾があるとまではいえないと思われる⁴⁰⁾。

おわりに

以上、本件については、固定資産税等を賦課できないと考えるが、その理由は次による。

- ① 地方税法343条2項を適用して固定資産税等を賦課するには、入会権者等を特定する必要がある。
- ② 仮に、地方税法343条4項の「その他の事由」に「時代の変化」を含め解釈することができるとしても、所有者自体が不明である場合には適用できないと思われる。
- ③ また、現在の自治会に入会権者等とそうでない者とが混在する場合は、入会権者は全く所在不明とはいえないと考える。



(参考) ため池として登記されているが、水面にデッキプレートを設置し、建物敷地として賃貸されている土地（左側）。

補論

本年2月、大阪高裁に差戻し審の照会を行ったところ、本件は最高裁に第二次上告中とのことである。したがって、上記おわりに部分を含め結論的な部分については流動的な部分があるかも知れない。

しかしながら、仮に解釈論として地方税法343

条4項の「その他の事由」に時代の変化を含めることができるとしても、入会地について賦課を行うためには、同項の「所有者の所在が……不明」の部分で「所有者が……不明（一部不明を含む）」に変更する必要があると考える。

注

- 1) 最判平27・7・17裁時 1632号4頁。
- 2) 固定資産税務研究会『平成27年度版 要説固定資産税』（ぎょうせい・平成27年）40頁。なお、同項前段に関し、最判平26・9・25（民集68巻7号72頁）は、賦課期日後における登記等により賦課要件が具備されたものを含むとする。
- 3) 自治省税務局固定資産税課『固定資産税逐条解説』（地方財務協会・昭和61年）58頁。
- 4) 大阪地判平25・4・26（判例地方自治 400号46頁）の判決文別紙1-1に記載されているとする各土地。
- 5) 堺市財政局財務部管財課編集・発行「堺市地区共有財産の管理及び処分に関する要綱」（1994年）（大阪地判・前掲注（4）甲17）。なお、原本は未確認である。
- 6) 堺市長は、「いわゆる「地区共有財産」の「地区」を財産区に準ずる組織として意識していた」ことが推測される。江溯武彦「入会地管理主体としての地域集団—最近の大阪高裁事例を中心として—」島大法学58巻4号（2015年）19頁。
- 7) 大阪高判平26・2・6判例地方自治400号71頁の第3.当裁判所の判断7（3）イの部分。
- 8) 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律2条1項。
- 9) 我妻栄＝有泉亨『新訂物件法（民法講義Ⅱ）』（岩波書店・昭和58年）427頁。
- 10) 中尾英俊「入会が総有であるという意味は集団として有する財産はその構成員の共同所有であり、その各持分は自由に譲渡処分できず、かつ分割請求も認められない関係をいう」『新版注釈民法（7）物権（2）』有斐閣511頁。
- 11) 民法263条（共有の性質を有する入会権）共有の性質を有する入会権については、各地方の慣習に従うほか、この節の規定を適用する。

同294条（共有の性質を有しない入会権）共有の性質を有しない入会権については、各地方の慣習に従うほか、この章の規定を準用する。

- 12) 地方自治法294条。
- 13) 町村合併促進法施行以降に設置された財産区は、合併前の町村有であるためその成立等について問題になることは考えにくい。
- 14) 岡本常雄「「共有入会地」と「旧財産区有地」の区別基準について」早稲田大学大学院法務研究科臨床法学研究会 Law and practice 4号（2014年）243頁。
- 15) 地方税法348条（固定資産税の非課税の範囲）1項 市町村は、国並びに都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区及び合併特例区に対しては、固定資産税を課することができない。
- 16) 地方税法348条2項6号 公共の用に供する用悪水路、ため池、堤とう及び井溝。
- 17) 地方税法348条3項。市町村は、前項各号に掲げる固定資産を当該各号に掲げる目的以外の目的に使用する場合には、前項の規定にかかわらず、これらの固定資産に対し、固定資産税を課する。
- 18) 複数の大字・水利団体の連合体として、現在の土地改良区のもととなる水利土工会を除く。
- 19) 大阪地判・前掲注（4）での事実認定。また、同判決文において「本件取扱実務においては、上記処分に関する書類の1つとして、町会長から共有地管理者堺市長宛の「登記手続について（依頼）」に係る書面もあげられているところ、同書面においては、「処分物件の実質的な債権・債務は当町会にあるが債務履行するにあたり、町会では、現在登記申請手続を行うことができないため、共有地管理者堺市長名で登記手続を行っていただきますよう依頼いたします。」との依頼文言が記載されている」と事実認定している。これは、「地区共有財産の管理及び処分に関する要綱」（前掲注（5））に基づく手続きと考えられる。
- 20) 入会地における入会権を近代的な権利に置き換える制度には、他に入会林野近代化法がある。ただし、同法は、入会林野としての利用

- 促進を目的とする制度であり、ここでは説明を省略する。
- 21) 旧集落の構成員全員の記名共有で登記されている場合を除く。
 - 22) 4つの要件には、①認可を申請する団体が、スポーツや社会福祉などの特定の活動ではなく、広く地域社会の維持・形成のために地域的な共同活動を行っていること。②地縁による団体の区域が、住民にとって客観的に明らかかなものとして相当の期間にわたって存続していること。③その区域に住所を有する全ての個人が構成員となることができ、相当数の者が現に構成員となっていること。④規約を定めていること（地方自治法260条の2）が挙げられる。
 - 23) 登記は、その内容を実質的に調査することは行っておらず、当事者である登記権利者と登記義務者とが共同で登記の申請をすることで、登記申請が真実であることを担保している（不動産登記法60条）。
 - 24) 認可地縁団体設立による登記特例。地方自治法260条の38、第260条の39関係（平成27年4月、地方自治法改正）。
 - 25) 地縁団体研究会『自治会、町内会等法人化の手引 第2次改訂版』（ぎょうせい・平成27年）60-61頁。
 - 26) 地方自治法260条の2第1項、10項、13項。
 - 27) 同法260条の38第1項、2項。
 - 28) 異議を述べることができるのは、当該不動産の所有権に関わりのある登記関係者等に限られる。異議は、決められた公告の期間内に、不動産の登記事項証明書・住民票の写しその他の市町村長が必要と認める書類を添えて、公告を行った市町村長に提出する（同施行規則22条の3第3項）。
 - 29) 公告期間中の異議の申述があった場合、特例手続は中止になる。
 - 30) 認可地縁団体の登記特例は、本件の事後法であるため、直接の適用はできない。より本件の場合に即しては、自治会等が時効の利益を受けるといふ訴訟を提起し、登記義務者に対する給付判決が出れば、自治会等が登記申請を行うことができるものと考えられる。
 - 31) 法令用語研究会『法律用語辞典 第4版』（有斐閣・平成24年）電子版。
 - 32) 桑原勇進「地方税法343条2項後段の類推適用による固定資産税等の賦課」法学セミナー729号（2015年）125頁。
 - 33) 「入会（持分）権は世帯（あるいはその代表者である世帯主）が所有する権利であるから、いわゆる個人財産ではなく民法上の相続の対象にならない。」中尾・前掲注（10）。
 - 34) 江渕武彦「入会地管理主体としての地域集団－最近の大阪高裁事例を中心として－」島大法学58巻4号（2015年）。
 - 35) 自治省税務局固定資産税課・前掲注（3）58頁。
 - 36) 岩崎政明「地方税法343条2項後段にいう「現に所有している者」の意義」ジュリスト1492号（2016年）202頁。
 - 37) 山村恒年「固定資産税等賦課徴収懈怠違法確認請求等住民訴訟事件」判例自治404号40頁。
 - 38) 長島弘「固定資産税の賦課期日における納税義務者の特定につき、租税法律主義の点から地方税法343条2項後段の類推解釈を否定した事例」月刊税務事例47巻10号（2015年）45頁。
 - 39) 地方自治法243条の二（職員の賠償責任）会計管理者若しくは会計管理者の事務を補助する職員、資金前渡を受けた職員、占有動産を保管している職員又は物品を使用している職員が故意又は重大な過失（現金については、故意又は過失）により、その保管に係る現金、有価証券、物品（基金に属する動産を含む。）若しくは占有動産又はその使用に係る物品を亡失し、又は損傷したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。次に掲げる行為をする権限を有する職員又はその権限に属する事務を直接補助する職員で普通地方公共団体の規則で指定したものが故意又は重大な過失により法令の規定に違反して当該行為をしたこと又は怠ったことにより普通地方公共団体に損害を与えたときも、また同様とする。
 - 40) 無署名「登記簿の表題部の所有者欄に「大字西」などと記載されている土地につき、地方税法343条2項後段の類推適用により、当該土地の所在する地区の住民により組織されて

いる自治会又は町会が固定資産税の納税義務者に当たるとした原審の判断に違法があると

された事例」判例タイムズ1418号（2016年）86頁。